

議案第 3 号

地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて

地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地域経済索引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専決処分書

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行された。

これに伴い、地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部改正について、事務上緊急を要し、かつ、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

勝山市長 水上 実喜夫

勝山市条例第 号

地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例(平成19年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(課税免除の対象者) 第2条 本条例の適用対象者は、地域未来投資促進法第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域において、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従い、地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者で、地域未来投資促進法第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第1条に規定する同意日から <u>令和7年3月31日</u> までに設置し、地域未来投資促進法第25条の規定による主務大臣の確認を受け、省令第2条に規定する当該対象施設を新設・増設した者(以下「特定事業者」という。)とする。	(課税免除の対象者) 第2条 本条例の適用対象者は、地域未来投資促進法第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域において、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従い、地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者で、地域未来投資促進法第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第1条に規定する同意日から <u>令和10年3月31日</u> までに設置し、地域未来投資促進法第25条の規定による主務大臣の確認を受け、省令第2条に規定する当該対象施設を新設・増設した者(以下「特定事業者」という。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。